

民事執行法の改正により入札時に
次の書面の提出が必要になりました。



暴力団員等に
該当しない旨の

陳述書

住民票 資格証明書

(個人の場合)

(法人の場合)

宅地建物取引業の免許証のコピー

(宅地建物取引業者の場合)

※入札時に、入札書ごとに陳述書、住民票・資格証明書を提出しないと入札が無効になります。また、記載に不備があった場合、入札が無効になることがあります。

※入札方法に関する問合せ

静岡地方裁判所(本庁) 執行官室(電話番号054-255-8534)

期 間 入 札 の 公 告

令和 8 年 10 月 26 日

静岡地方裁判所民事部

裁判所書記官 山 田 萌 里

別紙物件目録記載の不動産を下記のとおり期間入札に付します。

記

入札期間	令和 8 年 11 月 24 日 午前 8 時 30 分から 令和 8 年 12 月 1 日 午後 5 時 00 分まで
開札期日	日 時 令和 8 年 12 月 8 日 午前 10 時 00 分 場 所 静岡地方裁判所売却場
売却決定 期日	日 時 令和 9 年 1 月 5 日 午前 9 時 50 分 場 所 静岡地方裁判所民事部
特別売却 実施期間	令和 8 年 12 月 9 日 午後 1 時 00 分から 令和 8 年 12 月 9 日 午後 3 時 00 分まで
買受申出の保証の 提供方法	下記のいずれかによる。 (1) 当裁判所の預金口座に金銭を振り込んだ旨の金融機関の証明書。 (2) 銀行、損害保険会社、農林中央金庫、商工組合中央金庫、全国を地区とする信用金庫連合会、信用金庫又は労働金庫の支払保証委託契約締結証明書。
買受申出の資格の 制限 (民事執行規 則 33 条)	☆印を付した物件は農地であるので、権限を有する行政庁の交付した買受適格証明書を有する者及び買受けについて農地法上の許可又は届出を必要としない者に限り、買受申出をすることができます。
一般の閲覧に供するため、物件明細書・現況調査報告書・評価書の各写しを令和 8 年 10 月 26 日から当庁物件明細書等閲覧室に備え置きます。 なお、期間入札において買受申出がないときは、開札日の翌日に特別売却が実施されます。	

物件番号	売却基準価額（円） 買受可能価額（円）	一括 売却	買受申出保証額（円）	令和8年度	
				固定資産税（円）	都市計画税（円）
1～4	5,480,000 4,384,000	一括	1,096,000	116,485	0
1	3,840,000				
2	410,000				
3	1,090,000				
4	140,000				

物 件 目 録

- 1 所 在 島田市切山字大欠
 地 番 2559番
 地 目 宅地
 地 積 1515.46平方メートル

- 2 所 在 島田市切山字大欠 2559番地
 家屋 番号 2559番の1
 種 類 居宅
 構 造 木造瓦葺平家建
 床 面 積 134.73平方メートル
 (現況)
 構 造 木造瓦葺2階建
 床 面 積 1階 134.73平方メートル
 2階 約26平方メートル
 (附属建物)
 符 号 1
 種 類 物置
 構 造 木造瓦葺2階建
 床 面 積 1階 16.56平方メートル
 2階 13.24平方メートル
 (現況)
 床 面 積 1階 約19平方メートル
 2階 13.24平方メートル

物 件 目 録

3 所 在 島田市切山字大欠 2559番地、2549番地1

家屋 番号 2559番の2

種 類 店舗・作業所・居宅

構 造 木造亜鉛メッキ鋼板葺2階建

床 面 積 1階 97.71平方メートル
2階 92.74平方メートル

(附属建物)

符 号 1

種 類 工場

構 造 木造瓦葺・軽量鉄骨造スレート葺平家建

床 面 積 159.59平方メートル

符 号 2

種 類 物置

構 造 木造亜鉛メッキ鋼板葺平家建

床 面 積 9.27平方メートル

4 所 在 島田市切山字大欠 2559番地

家屋 番号 2559番の3

種 類 工場

構 造 木造亜鉛メッキ鋼板葺2階建

床 面 積 1階 79.49平方メートル
2階 19.87平方メートル

(現況)

物 件 目 録

床 面 積	1 階	約 6.6 平方メートル
	2 階	19.87 平方メートル

物 件 明 細 書

令和 8 年 9 月 16 日

静岡地方裁判所民事部

裁判所書記官 山 田 萌 里

1 不動産の表示

【物件番号 1 ～ 4】

別紙物件目録記載のとおり

2 売却により成立する法定地上権の概要

【物件番号 3】

売却対象外の土地（地番 2 5 4 9 番 1）の一部につき、本件建物の附属建物符号 2 のために法定地上権が成立する。

3 買受人が負担することとなる他人の権利

【物件番号 1 ～ 4】

なし

4 物件の占有状況等に関する特記事項

【物件番号 2】

本件所有者が占有している。

【物件番号 3】

本件債務者（有限会社マルカ加藤園）が占有している。

同人の占有権原は、使用借権と認められる。

【物件番号 4】

本件債務者（有限会社マルカ加藤園）が占有している。

同人の占有権原は、使用借権と認められる。

5 その他買受けの参考となる事項

【物件番号 1】

隣地との境界が不明確である。

《 注 意 書 》

- 1 本書面は、現況調査報告書、評価書等記録上表れている事実等を記載したもので

あり，関係者の間の権利関係を最終的に決める効力はありません（訴訟等により異なる判断がなされる可能性もあります）。

- 2 記録上表れた事実等がすべて本書面に記載されているわけではありませんし，記載されている事実や判断も要点のみを簡潔に記載されていますので，必ず，現況調査報告書及び評価書並びに「物件明細書の詳細説明」も御覧ください。
- 3 買受人が，占有者から不動産の引渡しを受ける方法として，引渡命令の制度があります。引渡命令に関する詳細は，「引渡命令の詳細説明」を御覧ください。
- 4 対象不動産に対する公法上の規制については評価書に記載されています。その意味内容は「公法上の規制の詳細説明」をご覧ください。
- 5 各種「詳細説明」は，閲覧室では通常別ファイルとして備え付けられています。

物 件 目 録

- 1 所 在 島田市切山字大欠
 地 番 2559 番
 地 目 宅地
 地 積 1515.46 平方メートル

- 2 所 在 島田市切山字大欠 2559 番地
 家屋 番号 2559 番の1
 種 類 居宅
 構 造 木造瓦葺平家建
 床 面 積 134.73 平方メートル
 (現況)
 構 造 木造瓦葺2階建
 床 面 積 1階 134.73 平方メートル
 2階 約26 平方メートル
 (附属建物)
 符 号 1
 種 類 物置
 構 造 木造瓦葺2階建
 床 面 積 1階 16.56 平方メートル
 2階 13.24 平方メートル
 (現況)
 床 面 積 1階 約19 平方メートル
 2階 13.24 平方メートル

物 件 目 録

3 所 在 島田市切山字大欠 2559番地、2549番地1

家屋 番号 2559番の2

種 類 店舗・作業所・居宅

構 造 木造亜鉛メッキ鋼板葺2階建

床 面 積 1階 97.71平方メートル
2階 92.74平方メートル

(附属建物)

符 号 1

種 類 工場

構 造 木造瓦葺・軽量鉄骨造スレート葺平家建

床 面 積 159.59平方メートル

符 号 2

種 類 物置

構 造 木造亜鉛メッキ鋼板葺平家建

床 面 積 9.27平方メートル

4 所 在 島田市切山字大欠 2559番地

家屋 番号 2559番の3

種 類 工場

構 造 木造亜鉛メッキ鋼板葺2階建

床 面 積 1階 79.49平方メートル
2階 19.87平方メートル

物 件 目 録

(現況)

床 面 積	1 階	約 6.6 平方メートル
	2 階	19.87 平方メートル

令和8年(ケ)第24号
令和8年 6月 3日受理
令和8年 7月 10日提出

現況調査報告書

静岡地方裁判所

執行官 小野 雅章

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

物 件 目 録

1. 所 在 島田市切山字大欠
 地 番 2559 番
 地 目 宅地
 地 積 1515.46 平方メートル

- 2 所 在 島田市切山字大欠 2559 番地
 家屋 番号 2559 番の1
 種 類 居宅
 構 造 木造瓦葺平家建
 床 面 積 134.73 平方メートル
 (附属建物)
 符 号 1
 種 類 物置
 構 造 木造瓦葺2階建
 床 面 積 1階 16.56 平方メートル
 2階 13.24 平方メートル

- 3 所 在 島田市切山字大欠 2559 番地、2549 番地1
 家屋 番号 2559 番の2
 種 類 店舗・作業所・居宅
 構 造 木造亜鉛メッキ鋼板葺2階建
 床 面 積 1階 97.71 平方メートル
 2階 92.74 平方メートル
 (附属建物)

物 件 目 録

符 号 1
 種 類 工場
 構 造 木造瓦葺・軽量鉄骨造スレート葺平家建
 床 面 積 159.59平方メートル

符 号 2
 種 類 物置
 構 造 木造亜鉛メッキ鋼板葺平家建
 床 面 積 9.27平方メートル

4 所 在 島田市切山字大欠 2559番地
 家屋 番号 2559番の3
 種 類 工場
 構 造 木造亜鉛メッキ鋼板葺2階建
 床 面 積 1階 79.49平方メートル
 2階 19.87平方メートル

不動産の表示	「物件目録」のとおり			
住居表示	(住居表示未実施)			
土地	物件 1			
現況地目	■宅地(物件 1) □公衆用道路(物件)			
形状	■公図のとおり □地積測量図のとおり (■備付なし) ■建物図面(各階平面図)のとおり ■土地建物位置関係図(概略)のとおり			
占有者及び占有状況	■土地所有者 □その他の者 1 上記の者が物件 1 の土地に下記物件 2 の建物(含、附属建物符号 1)、物件 3 の建物(含、附属建物符号 1)、物件 4 の建物を各所有している。 2 上記の者が物件 1 の土地及び目的外土地(地番 2 5 4 9 - 1・所有者 A)上に跨って、下記物件 3 の附属建物符号 2 を所有している。			
下記以外の建物(目的外建物)	■ない □ある(詳細は「目的外建物の概況」のとおり)			
その他の事項	■別紙「その他の事項」記載のとおり			
建物	物件 2			
種類、構造及び床面積の概略	■公簿上の記載と次の点異なる (■主たる建物 ■附属建物符号 1) ■床面積(主たる建物)：2 階の現況床面積は約 2 6 m ² (未登記) 延床面積：約 1 6 0 m ² ※築年月日不明 ※物件 2 の建物の玄関手前の洋室部分は、平成 5 年増築(既に床面積に算入済み) ■床面積(附属建物符号 1)：1 階の現況床面積は約 1 9 m ² (約 3 m ² 増築・未登記) 延床面積：約 3 2 m ² (附属建物符号 1) ※増築時期不明 ※増築部分は、別紙「土地建物位置関係図(概略)」、「間取図」の青色線で囲った部分。			
物件目録にない附属建物	■ない			
占有者及び占有状況	■建物所有者 □その他の者 上記の建物所有者が物件 2 の建物(含、附属建物符号 1)を居宅(空き家)として、占有している。			
上記以外の敷地(目的外土地)	■ない □ある(詳細は「目的外土地の概況」のとおり)			
その他の事項	■別紙「その他の事項」記載のとおり			
執行官保管の仮処分	■ない	地方裁判所	支部	平成 年()第 号
土地建物の位置関係	■建物図面(各階平面図)のとおり ■土地建物位置関係図(概略)のとおり			

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

不動産の表示	「物件目録」のとおり		
住居表示	(住居表示未実施)		
土地	物件 1		
現況地目	■宅地(物件 1) □公衆用道路(物件)		
形状	■公図のとおり □地積測量図のとおり (■備付なし) ■建物図面(各階平面図)のとおり ■土地建物位置関係図(概略)のとおり		
占有者及び占有状況	■土地所有者 □その他の者 1 上記の者が物件 1 の土地上に下記物件 2 の建物(含、附属建物符号 1)、物件 3 の建物(含、附属建物符号 1)、物件 4 の建物を各所有している。 2 上記の者が物件 1 の土地及び目的外土地(地番 2 5 4 9 - 1・所有者 A)上に跨がって、下記物件 3 の附属建物符号 2 を所有している。		
下記以外の建物(目的外建物)	■ない □ある(詳細は「目的外建物の概況」のとおり)		
その他の事項	■別紙「その他の事項」記載のとおり		
建物	物件 3		
種類、構造及び床面積の概略	■公簿上の記載とほぼ同一である ※物件 3 の附属建物符号 1 の東側部分は、昭和 5 2 年に増築(尚、既に床面積に算入済み)。		
物件目録にない附属建物	■ない		
占有者及び占有状況	□建物所有者 ■その他の者(債務者会社) 1 上記の債務者会社が物件 3 の建物(含、附属建物符号 1、2)を店舗、作業所、居宅(空き家)として、占有している。 2 前記債務者会社の占有権原は、債務者会社代表者が本件所有者であるため、金銭の授受等の特別な取り決め等はなく無償であることから、使用借権に基づくものである。 □「占有者及び占有権原」のとおり		
上記以外の敷地(目的外土地)	■ない □ある(詳細は「目的外土地の概況」のとおり)		
その他の事項	■別紙「その他の事項」記載のとおり		
執行官保管の仮処分	■ない	地方裁判所	支部 平成 年()第 号
土地建物の位置関係	■建物図面(各階平面図)のとおり ■土地建物位置関係図(概略)のとおり		

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

不動産の表示	「物件目録」のとおり		
住居表示	(住居表示未実施)		
土地	物件 1		
現況地目	■宅地 (物件 1) □公衆用道路 (物件)		
形状	■公図のとおり □地積測量図のとおり (■備付なし) ■建物図面 (各階平面図) のとおり ■土地建物位置関係図 (概略) のとおり		
占有者及び占有状況	■土地所有者 □その他の者 1 上記の者が物件 1 の土地上に下記物件 2 の建物 (含、附属建物符号 1)、物件 3 の建物 (含、附属建物符号 1)、物件 4 の建物を各所有している。 2 上記の者が物件 1 の土地及び目的外土地 (地番 2 5 4 9 - 1・所有者 A) 上に跨がって、下記物件 3 の附属建物符号 2 を所有している。		
下記以外の建物	■ない		
その他の事項	■別紙「その他の事項」記載のとおり		
建物	物件 4		
種類、構造及び床面積の概略	■公簿上の記載と次の点異なる (■主たる建物 □附属建物) ■床面積: 1 階北側部分の現況床面積は約 6 6 m ² (約 1 3 m ² 滅失) 延べ床面積約 8 5 m ² ※ 物件 4 の建物は、昭和 2 6 年 1 月一部取毀、昭和 2 6 年 2 月変更増築、新築の年月日は判然とし ない。昭和 6 2 年 1 0 月に増築となっているが、朽廃が進み既に滅失している部分がある。		
物件目録のない附属建物	■ない		
占有者及び占有状況	□建物所有者 ■その他の者 (債務者会社) 1 上記の債務者会社が物件 4 の建物を工場 (空き家) として、占有している。 2 前記債務者会社の占有権原は、債務者会社代表者が本件所有者であるため、金銭の授受等の特別な取り決め等はなく無償であることから、使用借権に基づくものである。 □「占有者及び占有権原」のとおり		
上記以外の敷地	■ない		
その他の事項	■別紙「その他の事項」記載のとおり		
執行官保管の仮処分	■ない	地方裁判所	支部 平成 年 () 第 号
土地建物の位置関係	■建物図面 (各階平面図) のとおり ■土地建物位置関係図 (概略) のとおり		

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

そ の 他 の 事 項

■本件土地建物について

- 1 本件土地建物の占有状況について、本件調査に際し、A（所有者）との面談等は出来なかった。
- 2 本件土地建物の形状及び所在場所等については、別紙「土地建物位置関係図（概略）」記載のとおりである。
- 3 物件1の土地における主な公法上の規制等、画地の状況、供給処理施設については、評価人作成の評価書を参照されたい。
- 4 物件1の土地は、西側で幅員約7m～7.5m県道（県道榛原金谷線）に、南東側で幅員約2mの赤道に各接面している。
- 5 物件2の建物は、老朽化した状態の建物である。物件2の附属建物符号1及び物件3の建物（含、附属建物符号1、2）は、いずれも経年相応の劣化した状態の建物である。物件4の建物は、建物全体の朽廃が進んでおり、建物として利用できない状態である。同各建物（含、同各附属建物）の不具合箇所等については、別紙「関係人の陳述等」記載のとおりである。
- 6 物件1の土地と隣地との境界は、判然としない。
- 7 物件1の土地上には、地神、カーポート、重油タンク、電柱（支線あり）、犬小屋が存在する。尚、重油タンクから物件3の附属建物符号1の工場まで、地中に配管が存在する（別紙「関係人の陳述等」参照）。
- 8 物件2の建物は、登記上は平家建であるが、現況は屋根裏があり、2階が存在する。
- 9 物件2の附属建物符号1の2階部分の調査については、入口部分の不具合や大量の残置物等により同室に入室することができなかった。
- 10 物件3の建物（含、附属建物符号1）の外壁部分には、債務者会社の壁面手書き文字看板が存在する。
- 11 物件3の附属建物符号1内には、製茶製造等の機械（乾燥機、茶刈機、コンプレッサー等）が存在する（別紙「関係人の陳述等」参照）。
- 12 物件3の附属建物符号2は、物件1の土地と目的外土地（2549番1・所有者A）上に跨がって存在する（別紙「土地建物位置関係図（概略）」参照）。
- 13 物件2の附属建物符号1と物件3の附属建物符号1は、外観上、合棟したように見受けられるが、同各建物は建物内で行き来できる状態ではなく、一体利用はされていないことから、独立した状態の建物である。

■工場抵当法2条の適用について

物件3の附属建物符号1及び物件4の建物はいずれも工場（登記上：工場）であり、同各建物は、以前、お茶の製造及び加工等の目的に使用されていた。債務者会社は登記上は閉鎖されていないが、Bの陳述によれば、債務者会社及びその各工場は現在稼動していない状態であり、物件3の附属建物符号1内に存在する債務者会社所有の製茶機械等は、年式が古く鉄くず同様に価値もなく、製茶機械の市場性価値及び需要レベルは低いものである旨等述べたことなどを鑑み、工場抵当法2条の適用はないものと思料する。

以 上

（注）チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

関係人の陳述等	
陳述者 (当事者等との関係)	陳述内容等
■ B (A (所有者) の妻)	1 本件土地建物の所有者Aの妻です。 2 物件2の建物には、以前、祖父母らが居住していました。その後、令和6年頃まで息子が1人で住んでいましたが、令和7年以降、物件2の建物は空き家となっています。 3 物件2の建物の玄関手前の洋室を増築しましたが、昔のことなので増築した年月日は覚えていません。 4 物件2の建物は、老朽化した状態の建物ですが、雨漏り等の不具合箇所はありません。 5 物件2の附属建物符号1は、経年相応の建物です。同の階段付近及び2階部分は、荷物が山積みに残置されているので、入室することはできません。 6 物件3の建物1階部分(店舗・作業所)で、債務者会社が製茶会社を営んでいましたが、令和7年9月頃に同社を閉めました。製茶会社は現在も登記簿上は閉鎖されていませんので、まだ廃業していない状態だと思いますが、詳しいことはわかりません。私は、約3年前まで同建物2階(居宅)に1人で住んでいました。 7 物件3の附属建物符号1は、お茶の製造、加工等を行う債務者会社の製茶工場でした。現在、製茶工場は稼働していません。同建物内には、債務者会社が所有する窒素充填機、乾燥機等が存在しますが、いずれの機械は年式が古いため価値等はありません。同建物内にはリース物件等はありません。同建物を第三者に貸していることもありません。 8 物件3の附属建物符号1は、経年相応の劣化した状態の建物なので、雨漏り等の不具合箇所はあるかと思いますが、損傷箇所等の不具合箇所はありません。 9 物件3の附属建物符号1及び物件4の建物内には、廃棄物、アスベスト等はありません。 10 物件3の附属建物符号2は、物件1の土地及び目的外土地(地番2549-1)上に跨がって存在していることは知りませんでしたが、目的外土地(地番2549-1)はAが所有する土地なので、物件3の附属建物符号2の目的外土地(地番2549-1)に対する敷地の利用については、金銭の授受等の特別な取り決め等はなく、無償で使用しています。 11 物件3の附属建物符号2は経年相応の建物です。同建物は約15年前まで犬小屋(犬2匹を飼育)として使用していましたが、犬が亡くなった後は物置として使用していました。 12 物件4の建物は、債務者会社がお茶の仕上げ工場として使用していました。工場内には機械等は存在しません。 13 物件4の建物は、以前、建物を解体する予定でしたが、債務者会社代表者Aが倒れてしまったので、解体工事は中止となりました。同建物は、老朽の程度が著しい状態の建物ですが、過去に台風による竜巻の影響を受けたたことがあり、屋根等の一部が破損している箇所があります。 14 物件1の土地には、地神、電柱(支線)、カーポート、犬小屋、重油タンクが存在します。重油タンクから物件3の附属建物符号1の工場まで、地中を通じて配管が繋がっています。 (令和8年6月18日聴取) 以 上

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

調 査 の 経 過

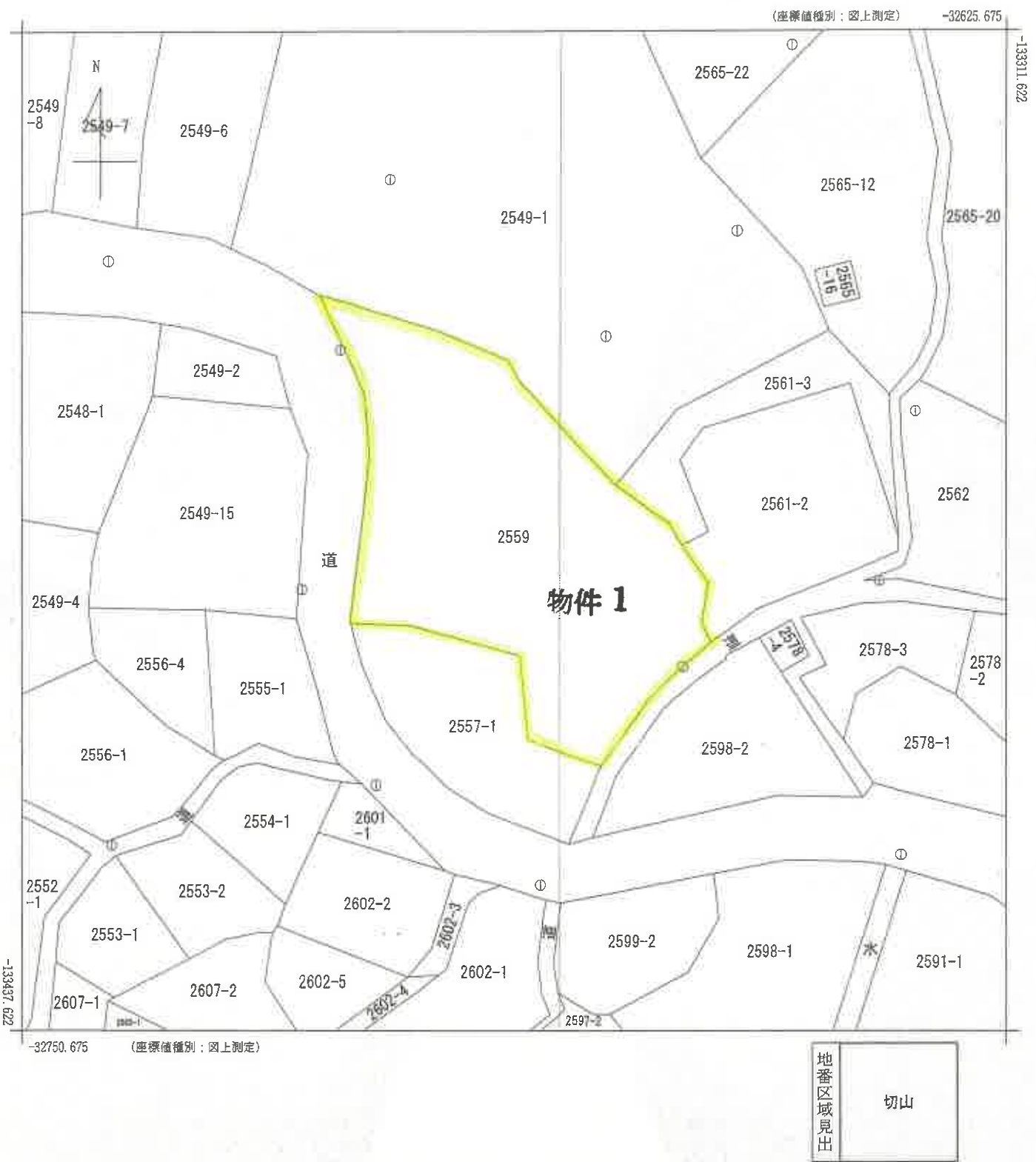
調 査 の 日 時	調 査 の 場 所 等	調 査 の 方 法 等
令和8年6月3日（水）	当庁	静岡市消防局及び島田市役所に対し、間取図交付請求（郵券440円）
令和8年6月5日（金） 1 8:30－9:00 2 11:00－11:10	1 物件所在地 2 静岡地方法務局 （藤枝支局）	1 物件確認、写真撮影 2 隣接地の登記事項証明書、地積測量図写し各交付請求
令和8年6月9日（火）	当庁	A（所有者）に対し、現況調査期日通知書を送付（郵券110円）
令和8年6月18日（木） 1 9:30－12:00 2 12:30－12:40	1 物件所在地 2 島田市役所	1 評価人同行、立入調査、占有調査、写真撮影、Bから占有状況等につき聴取 2 接面道路につき調査

（特記事項）

- ☐ 令和 年 月 日
目的物件は不在で施錠されていると予想されたので、立会人及び解錠技術者を同行して臨場した。
- ☐ 令和 年 月 日
目的物件は不在で施錠されていたので、立会人 を立ち会わせ、技術者に解錠させて建物内に立ち入った。
- ☐ 令和 年 月 日
休日・夜間執行許可の提示をした。

（注）チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

【A3版をA4版に縮小】



請求部	所在	島田市切山字大欠				地番	2559番			
出力縮尺	1/500	精度区分	乙一	座標系番号又は記号	VIII	分類	地図(法第14条第1項)		種類	地籍図
作成年月日	昭和52年1月			備付年月日(原図)				補記事項		

これは地図に記録されている内容を証明した書面である。

(静岡地方法務局藤枝支局管轄)

令和8年4月16日

名古屋法務局

請求番号：10-1
(1/1)

登記官

(9 枚目)

登記年月日：平成8年10月14日

これは図面に記載されている内容を証明した書面である。

(静岡県地方税務局横浜支局管轄)

令和8年4月16日

名古屋法務局

登記官

(10 枚用)

請求番号：10-2

各階平面図

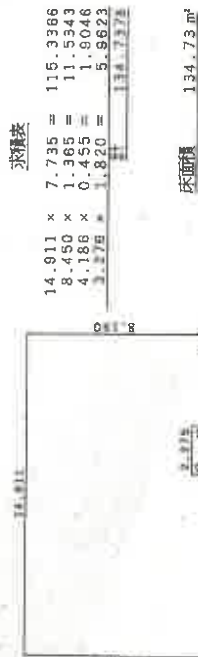
233290

建物図面

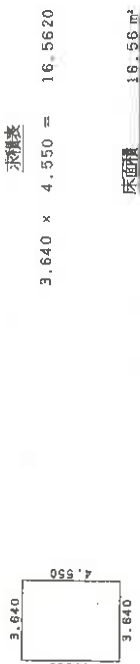
家屋番号 2559の1

建物の所在 静岡県静岡市清水区大森2559番地

主たる建物平面図



附属建物(符1)1階平面図



附属建物(符1)2階平面図



建物図面

物件2

物件2の附属建物符号1

2549-1

県道

橋

原

金

谷

線

2559

2561-3

2561-2

2567-1

線

2598-2

静止方位
81.14
処理

(単位m)

作製者

縮尺 1/250

申請人

縮尺 1/500

【A3版をA4版に縮小】

静岡県土地家屋調査士会会員指定用紙

登記年月日：平成14年11月25日

これは図面に記載されている内容を証明した書面である。

(静岡地方裁判所 藤枝支庁管轄)

令和8年4月16日

名士屋法務局

登記官

(11 枚目)

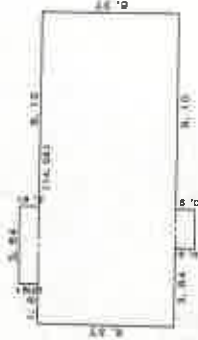
静岡県土地家屋調査士会 会員指定用紙

各階平面図 233291

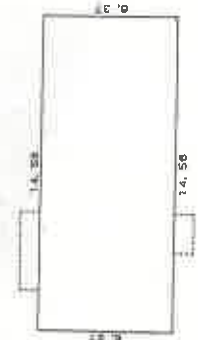
建物各階平面図

家屋番号	2559の2
建物の所在	静岡県静岡市清水区大字 2559番地、2549番地1

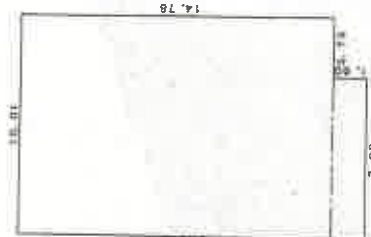
主たる建物1階



主たる建物2階



附属建物(符号1)



求積表

10.01 x 14.78	=	147.8478
7.28 x 1.80	=	13.1040
計		159.5958
床面積		159.59 ㎡

附属建物(符号2)



求積表

2.85 x 3.50	=	9.9750
床面積		9.27 ㎡



物件3の附属建物符号2

物件3

物件1

物件3の附属建物符号1



(単位m)

縮尺	1/250
申請人	

縮尺	1/1000
----	--------

作製者

【A3版をA4版に縮小】

登記年月日：平成11年1月7日

233292

各階平面図

建物図面

家屋番号 2559の3

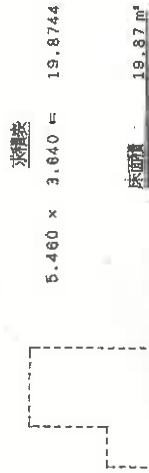
建物の所在 島田市 島田市中大馬場2559番地

1 階平面図

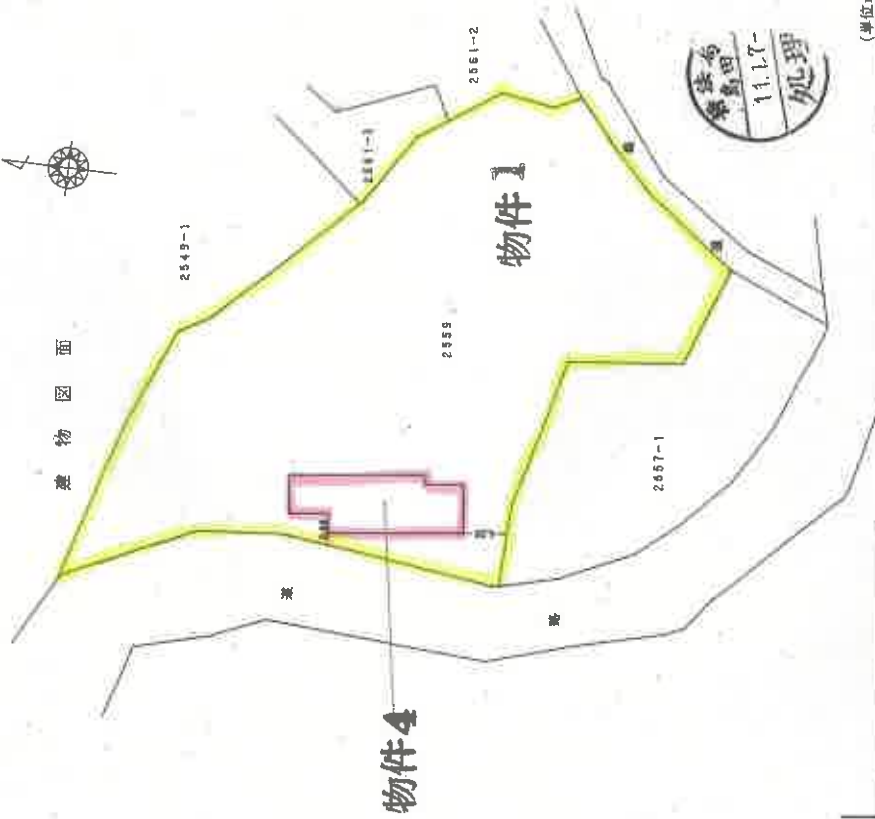


床面積 79.49 m²

2 階平面図



建物図面



(単位m)

縮尺 1/500

縮尺 1/250

申請人

作製者

静岡県土地家屋調査士会会員指定用紙

これは図面に記録されている内容を証明した書面である。

(静岡県地方務局麻枝支局管轄)

令和8年4月16日

名古屋法務局

登記官

(12枚目)

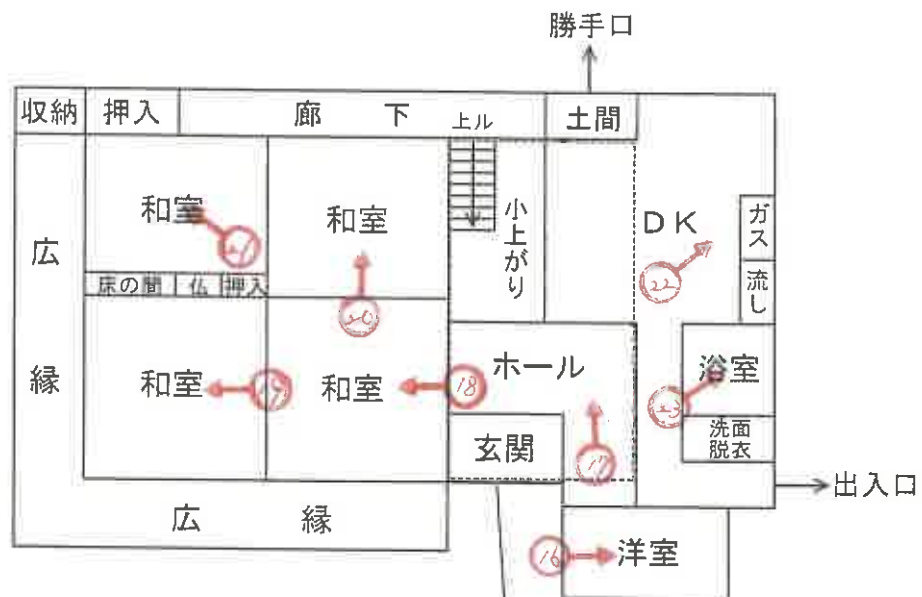
土地建物位置関係図（概略）



写真撮影の位置及び方向を示す。

間取図

物件 2 (主である建物)



屋根裏部屋 (点線で囲んだ部分)



物件 2 (附属建物符号 1)

< 1 階 >

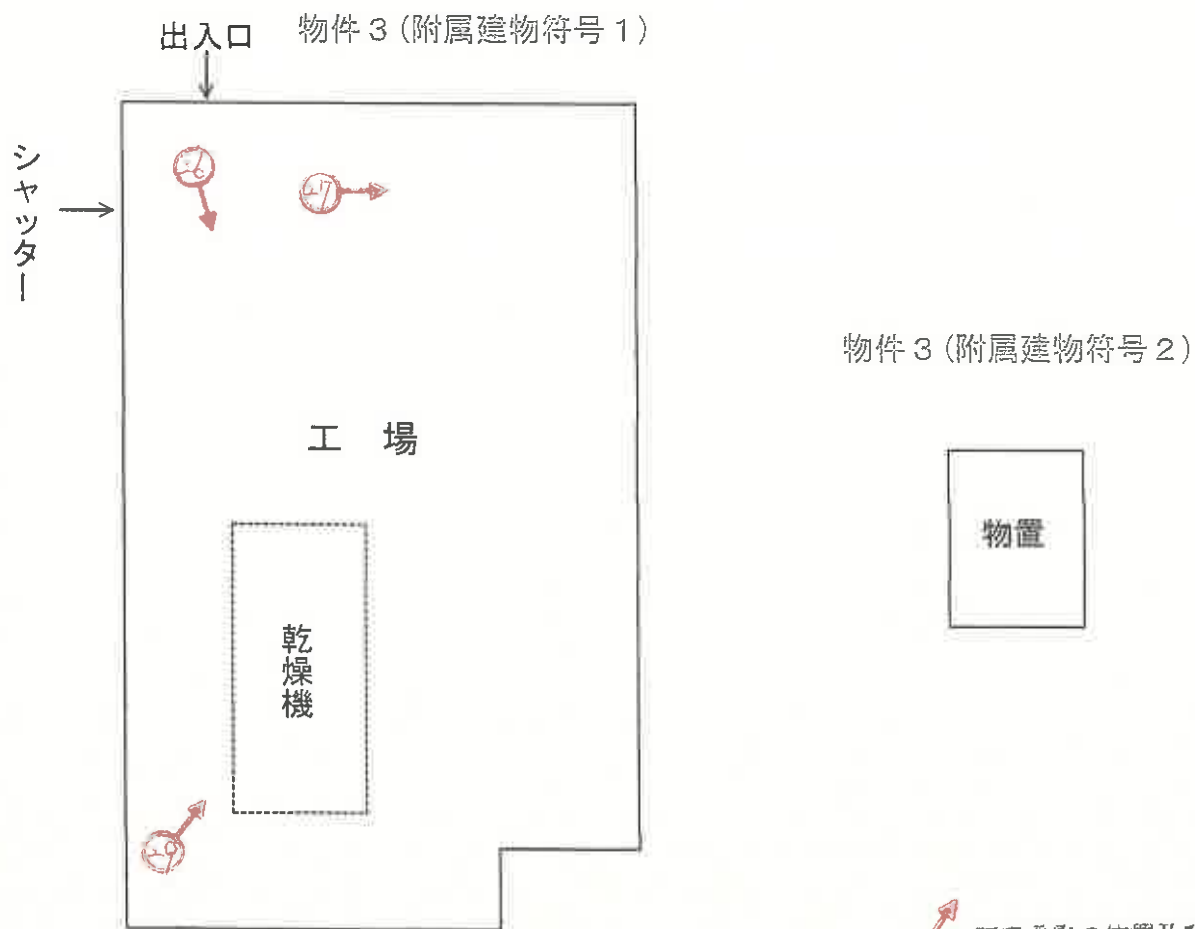
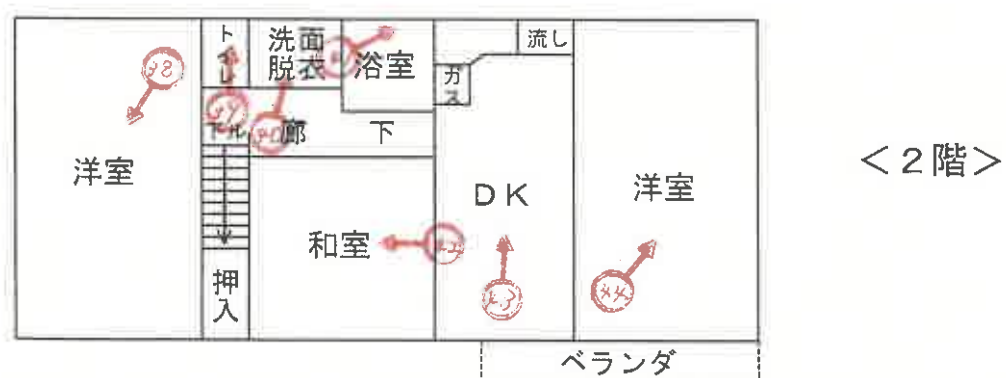
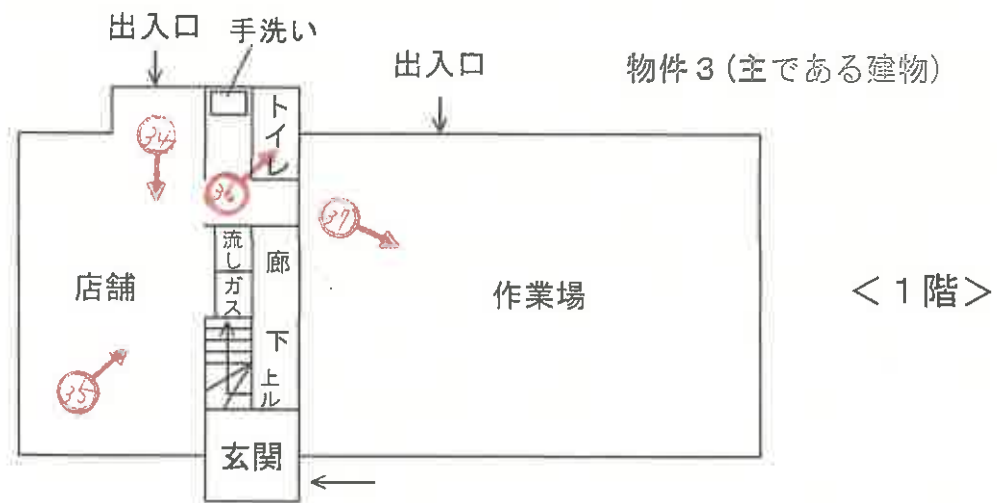


< 2 階 >



写真撮影の位置及び方向を示す。

間取図



写真撮影の位置及び方向を示す。

間取図

物件 4



< 1 階 >



< 2 階 >

 写真撮影の位置及び方向を示す。

(1 6 枚目)

写真1 物件3の附属建物符号1



写真2



写真3 物件3の附属建物符号1



写真4 物件3の附属建物符号1



写真 5

物件 3 の附属建物符号 1



写真 6 物件 3 の建物



写真7 物件3の附属建物符号2

物件3の建物



写真8 地神



写真9 重油タンク

カーポート



写真10 物件2の建物



写真 1 1 物件 2 の建物

物件 2 の附属建物符号 1



写真 1 2 物件 2 の附属建物符号 1

物件 3 の附属建物符号 1



写真 1 3 物件 3 の附属建物符号 1



写真 1 4 物件 4 の建物

物件 3 の建物



写真15 物件4の建物



写真16



写真17



写真18



写真19



写真20



写真 2 1



写真 2 2



写真 2 3

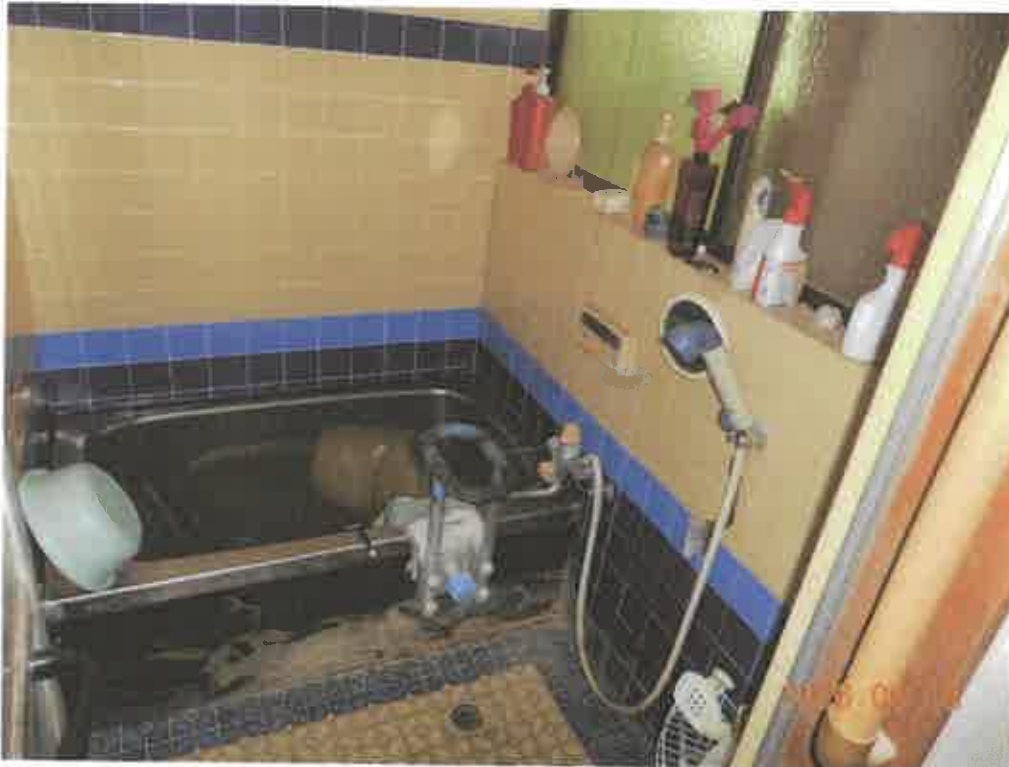


写真 2 4



写真 2 5



写真 2 6



写真 2 7



写真 2 8 窒素充填機（撮影位置の図示は省略）



写真 2 9 乾燥機



写真 3 0



写真 3 1



写真 3 2



写真 3 3



写真 3 4



写真 3 5



写真 3 6



写真 3 7



写真 3 8



写真 3 9



写真 4 0



写真 4 1



写真 4 2



写真 4 3



写真 4 4



令和 8 年（ケ）第 24 号
令和 8 年 6 月 18 日 現地調査
令和 8 年 7 月 14 日 評価

静岡地方裁判所 御中

評 価 書

評価人 不動産鑑定士

青 島 進

物 件 目 録

- 1 所 在 島田市切山字大欠
 地 番 2559番
 地 目 宅地
 地 積 1515.46平方メートル

- 2 所 在 島田市切山字大欠 2559番地
 家屋 番号 2559番の1
 種 類 居宅
 構 造 木造瓦葺平家建
 床 面 積 134.73平方メートル
 (附属建物)
 符 号 1
 種 類 物置
 構 造 木造瓦葺2階建
 床 面 積 1階 16.56平方メートル
 2階 13.24平方メートル

- 3 所 在 島田市切山字大欠 2559番地、2549番地1
 家屋 番号 2559番の2
 種 類 店舗・作業所・居宅
 構 造 木造亜鉛メッキ鋼板葺2階建
 床 面 積 1階 97.71平方メートル
 2階 92.74平方メートル
 (附属建物)

物 件 目 録

符 号	1
種 類	工場
構 造	木造瓦葺・軽量鉄骨造スレート葺平家建
床 面 積	159.59平方メートル
符 号	2
種 類	物置
構 造	木造亜鉛メッキ鋼板葺平家建
床 面 積	9.27平方メートル
4 所 在	島田市切山字大欠 2559番地
家屋 番号	2559番の3
種 類	工場
構 造	木造亜鉛メッキ鋼板葺2階建
床 面 積	1階 79.49平方メートル 2階 19.87平方メートル

第1 評価額

一 括 価 格	
金 5, 480, 000 円	
内 訳 価 格	
物件1 (土地)	金 3, 840, 000 円
物件2 (建物)	金 410, 000 円
物件3 (建物)	金 1, 090, 000 円
物件4 (建物)	金 140, 000 円

- 1 一括価格は、物件1～4の各不動産について、一括売却（民事執行法61条本文）を行うことを前提とした場合の合計価格である。
- 2 内訳価格は、配当等の判断のために一括価格の内訳として算出した価格である。
- 3 物件1の土地の内訳価格は物件2～4の建物のための土地利用権等価格を控除した価格であり、物件2～4の価格は当該土地利用権等付建物としての価格である。

第2 評価の条件

- 1 本件評価は、民事執行法により売却に付されることを前提とした適正価格を求めるものである。
したがって、求めるべき評価額は、一般の取引市場において形成される価格ではなく、一般の不動産取引と比較しての競売不動産特有の各種の制約（売主の協力が得られないことが常態であること、買受希望者は内覧制度によるほかは物件内部の確認が直接できないこと、引渡しを受けるために法定の手続をとらなければならない場合があること、目的物の種類又は品質に関する不適合には担保責任がないこと等）等の特殊性を反映させた価格とする。
- 2 評価は、目的物件の調査時点における現状に基づいて行うものであり、調査日以降発生した物件の現状変更については考慮していない。
- 3 現地での物件調査は、原則として目視可能な部分に限定される。
- 4 物件に関する情報提供の内容は、民事執行法58条4項に定める場合を除いて、原則として公共機関で公開された資料に基づくものである。
- 5 上記評価額は引受債務相当額を控除する前の価格である。

第3 目的物件

番号	登 記	現 況
1	物件目録記載のとおり	
2	物件目録記載のとおり	特記事項参照
3	物件目録記載のとおり	特記事項参照
4	物件目録記載のとおり	特記事項参照
特 記 事 項		
・ 物件1の土地の上に物件2の建物（含、附属建物符号1）、物件3の建物（含、附属建物符号1）、物件4の建物が存する。 また、物件1の土地及び目的外土地（地番 2549 番 1、登記地目畑、登記地積 3,307 m²、A所有）上に跨って、物件3の附属建物符号2が存する。 ・ 物件2の建物のうち、主である建物の登記構造は平家建であるが、屋根裏部屋が存在しており、現況は2階建である。また、物件2の附属建物符号1については、1階に増築部分が存在する。（詳細は後記記載） ・ 物件4の建物の1階北側に滅失している箇所が確認された。（詳細は後記記載）		

※ 現況欄に記載のない事項については、ほぼ登記記載と同じ。

第4 目的物件の位置・環境等

1 土地の概況及び利用状況等（物件1）

位 置 ・ 交 通	JR 東海道本線「金谷」駅の南東方・直線距離約 2.9 km (別添「位置図」参照)	
付 近 の 状 況	牧之原台地上の静岡空港に比較的近い農家集落地域である。周囲は農家住宅を中心に茶畑等が見られる。	
主な公法上の 規 制 等 (道路の幅員 等の個別的な 規制を考慮し ない一般的な 規制)	都市計画区分 用 途 地 域 建 蔽 率 容 積 率 防 火 規 制 その他の規制	都市計画区域外 指定なし — — — 特記事項参照
画 地 の 状 況	地 積 形 状 間 口 ・ 奥 行 地 勢 接 道 状 況 そ の 他	1,515.46 m ² やや不整形 県道との接道間口約 42m、奥行約 20～40m 南西側傾斜地 路面から 0～約 1.5m 高い二方路地 特になし
接 面 道 路 の 状 況	西側幅員約 7～7.5m の舗装県道 南東側幅員約 2m の舗装道路（赤道） ※本物件の属する地域は都市計画区域外のため、建築基準法第 3 章の適用はない。	
土 地 の 利 用 状 況	現況利用・・・物件 2～4 の建物敷地として利用されている。 目的外建物の有無・・・なし その他・・・特記事項参照	
供給処理施設	上 水 道 あり ガス配管 なし 下 水 道 なし (注) 供給処理施設における「あり」とは、対象物件の前面道路に該当施設の本管（以下、施設管という）が通っており、通常で敷地内への引込みが出来る状態にあることをいう。「なし」とは、対象物件を含めた周辺に施設管が配置されておらず、敷地内に引込むことが不可能な場合をいう。「不明」とは、前面道路に施設管は敷設されていないにもかかわらず供給処理を利用している場合や、役場での確認事項に疑義がある場合等で、将来的に当該施設が利用できるかどうか不明な場合をいう。	

特 記 事 項	・その他の公法上の規制について (1) 土砂災害警戒区域の指定（物件1のすべて） - 現象名 ：地滑り - 箇所番号：N 2 - 区域名 ：切山B (2) 地すべり防止区域の指定（物件1のすべて） - 区域名 ：切山 - 告示番号：4 4 1 ・物件1の土地には、地神、カーポート、重油タンク、電柱（支線あり）、犬小屋が存在する。 - なお、聴取によれば、重油タンクから物件3の附属建物符号1の工場まで、地中に配管が存在するとのこと。
---------	--

2-1 建物の概況及び利用状況（物件2）

区分	主である建物 特記事項記載の附属建物符号1が存在する。
建築時期及び 経済的残存耐用年数	建築年月日（登記記載） 昭和41年6月新築、平成5年5月増築（主である建物） 経過年数：約60年 経済的残存耐用年数：ほぼ満了している。
仕様	構造：木造2階建 屋根：瓦 外壁：杉板、漆喰等 内壁：じゅらく、繊維壁、クロス等 天井：竿縁天井、クロス等 床：畳、フローリング、土間コンクリート等 設備：電気、給排水、衛生 その他：
床面積（現況）	2階に屋根裏部屋があり、現況延べ床面積は1階134.73㎡+2階約26㎡、計約160㎡である。（間取図参照）
現況用途等	現況用途：一般住宅 間取り：後添間取図参照
品等	新築後60年程度経過しており劣る。
保守管理の 状態	特段雨漏り等はないようであるが、経年劣化の状態にある。
建物の利用 状況	所有者が物件2の建物（含、附属建物符号1）を住居等として 空き家の状態で占有している。 ※ 詳細は、執行官の現況調査報告書を参照されたい。

特 記 事 項

・物件2の主である建物のうち平成5年に増築された部分は、玄関手前の洋室部分である。(登記床面積には算入済み)

・附属建物符号1の概要

種類・構造	物置・木造瓦葺2階建
床面積	1階に約3㎡の増築があり、現況延べ床面積は1階約19㎡+2階13.24㎡、計約32㎡(間取図参照)
建築年	昭和46年7月、増築の時期は不明
経済的残存耐用年数	満了している。
現況	物置
その他	2階部分の調査については、入口部分の不具合や大量の残置物等により、入室調査することができなかった。 また、物件2の附属建物符号1と物件3の附属建物符号1とは、外観上、合棟したように見受けられるが、各建物は建物内で行き来できる状態ではなく、一体利用されていないことから、独立した建物であると解される。

2-2 建物の概況及び利用状況（物件3）

区 分	主である建物 特記事項記載の附属建物符号1及び符号2が存在する。
建築時期及び 経済的残存耐 用年数	建築年月日（登記記載）：平成4年6月 経 過 年 数：約34年 経済的残存耐用年数：ほぼ満了している。
仕 様	構 造：木造2階建 屋 根：亜鉛メッキ鋼板葺 外 壁：金属系サイディング 内 壁：クロス、じゅらく等 天 井：クロス、化粧ボード、石膏ボード等 床 ：畳、フローリング、クッションフロア、コンクリート等 設 備：電気、給排水、衛生 その他：
床面積（現況）	ほぼ登記どおりとみられる。
現 況 用 途 等	現況用途：店舗、作業所、居宅 間 取 り：後添間取図参照
品 等	やや劣る。
保 守 管 理 の 状態	概ね経年劣化の状態にある。
建 物 の 利 用 状況	債務者会社が物件3の建物（含、附属建物符号1、2）を店舗、作業所、居宅等として空き家の状態で占有している。 なお、上記債務者会社の占有権原は、債務者会社代表者と本件所有者が同一であり、無償であることから使用借権と解される。 ※ 詳細は、執行官の現況調査報告書を参照されたい。

特記事項	・物件3の建物（含、附属建物符号1）の外壁部分には、債務者会社の壁面手書き文字看板が存在する。 ・附属建物符号1の概要 <table data-bbox="560 421 1406 1234"> <tr> <td data-bbox="566 427 762 472">種類・構造</td><td data-bbox="778 427 1399 510">工場・木造瓦葺・軽量鉄骨造スレート葺平家建</td></tr> <tr> <td data-bbox="566 517 762 562">床面積</td><td data-bbox="778 517 1399 562">159.59 m²</td></tr> <tr> <td data-bbox="566 568 762 734">建築年</td><td data-bbox="778 568 1399 734">昭和46年7月、昭和52年4月増築 附属建物符号1のうち、東側部分が昭和52年4月に増築された。（登記床面積には算入済み）</td></tr> <tr> <td data-bbox="566 741 762 824">経済的残存耐用年数</td><td data-bbox="778 741 1399 824">満了している。</td></tr> <tr> <td data-bbox="566 831 762 875">現況</td><td data-bbox="778 831 1399 875">工場</td></tr> <tr> <td data-bbox="566 882 762 1227">その他</td><td data-bbox="778 882 1399 1227">建物内には、製茶製造等の機械（乾燥機、茶刈機、コンプレッサー等）が存在する。 また、物件2の附属建物符号1と物件3の附属建物符号1とは、外観上、合棟したように見受けられるが、各建物は建物内で行き来できる状態ではなく、一体利用されていないことから、独立した建物であると解される。</td></tr> </table> ・附属建物符号2の概要 <table data-bbox="560 1317 1406 1906"> <tr> <td data-bbox="566 1323 762 1368">種類・構造</td><td data-bbox="778 1323 1399 1368">物置・木造亜鉛メッキ鋼板葺平家建</td></tr> <tr> <td data-bbox="566 1375 762 1420">床面積</td><td data-bbox="778 1375 1399 1420">9.27 m²</td></tr> <tr> <td data-bbox="566 1426 762 1471">建築年</td><td data-bbox="778 1426 1399 1471">平成13年7月</td></tr> <tr> <td data-bbox="566 1478 762 1561">経済的残存耐用年数</td><td data-bbox="778 1478 1399 1561">満了している。</td></tr> <tr> <td data-bbox="566 1568 762 1612">現況</td><td data-bbox="778 1568 1399 1612">物置</td></tr> <tr> <td data-bbox="566 1619 762 1899">その他</td><td data-bbox="778 1619 1399 1899">物件3の附属建物符号2は、物件1の土地及び目的外土地（地番2549番1、登記地目畑、登記地積3,307 m²、A所有）上に跨って存在するが、所有者が同一である。 ※詳細は、執行官の現況調査報告書を参照されたい。</td></tr> </table>	種類・構造	工場・木造瓦葺・軽量鉄骨造スレート葺平家建	床面積	159.59 m ²	建築年	昭和46年7月、昭和52年4月増築 附属建物符号1のうち、東側部分が昭和52年4月に増築された。（登記床面積には算入済み）	経済的残存耐用年数	満了している。	現況	工場	その他	建物内には、製茶製造等の機械（乾燥機、茶刈機、コンプレッサー等）が存在する。 また、物件2の附属建物符号1と物件3の附属建物符号1とは、外観上、合棟したように見受けられるが、各建物は建物内で行き来できる状態ではなく、一体利用されていないことから、独立した建物であると解される。	種類・構造	物置・木造亜鉛メッキ鋼板葺平家建	床面積	9.27 m ²	建築年	平成13年7月	経済的残存耐用年数	満了している。	現況	物置	その他	物件3の附属建物符号2は、物件1の土地及び目的外土地（地番2549番1、登記地目畑、登記地積3,307 m ² 、A所有）上に跨って存在するが、所有者が同一である。 ※詳細は、執行官の現況調査報告書を参照されたい。
種類・構造	工場・木造瓦葺・軽量鉄骨造スレート葺平家建																								
床面積	159.59 m ²																								
建築年	昭和46年7月、昭和52年4月増築 附属建物符号1のうち、東側部分が昭和52年4月に増築された。（登記床面積には算入済み）																								
経済的残存耐用年数	満了している。																								
現況	工場																								
その他	建物内には、製茶製造等の機械（乾燥機、茶刈機、コンプレッサー等）が存在する。 また、物件2の附属建物符号1と物件3の附属建物符号1とは、外観上、合棟したように見受けられるが、各建物は建物内で行き来できる状態ではなく、一体利用されていないことから、独立した建物であると解される。																								
種類・構造	物置・木造亜鉛メッキ鋼板葺平家建																								
床面積	9.27 m ²																								
建築年	平成13年7月																								
経済的残存耐用年数	満了している。																								
現況	物置																								
その他	物件3の附属建物符号2は、物件1の土地及び目的外土地（地番2549番1、登記地目畑、登記地積3,307 m ² 、A所有）上に跨って存在するが、所有者が同一である。 ※詳細は、執行官の現況調査報告書を参照されたい。																								

2-3 建物の概況及び利用状況（物件4）

区 分	主である建物
建築時期及び 経済的残存耐 用年数	建築年月日（登記記載） 登記簿より、昭和26年1月一部取壊、昭和26年2月変更、増 築、昭和62年増築となっているが、新築年月日は判然としない。 経済的残存耐用年数：満了している。
仕 様	構 造：木造2階建 屋 根：瓦、亜鉛メッキ鋼板 外 壁：亜鉛メッキ鋼板 内 壁：杉板、漆喰等 天 井：クロス、化粧ボード等 床 ：板張り 設 備：不明 その他：
床面積（現況）	北側部分が約13㎡滅失しており、現況延べ床面積は1階約66 ㎡+2階19.87㎡、計約85㎡
現 況 用 途 等	現況用途：工場 間 取 り：後添間取図参照
品 等	劣る
保 守 管 理 の 状態	建物全体の朽廃が進んでおり、建物として利用できない状態に ある。
建 物 の 利 用 状況	債務者会社が物件4の建物を工場として空き家の状態で占有し ている。 なお、上記債務者会社の占有権原は、債務者会社代表者と本件 所有者が同一であり、無償であることから使用借権と解される。 ※ 詳細は、執行官の現況調査報告書を参照されたい。

特記事項	・工場抵当法2条の適用について 物件3の附属建物符号1及び物件4の建物は、いずれも工場（登記上：工場）であり、お茶の製造及び加工等の目的に使用されていた。債務者会社は登記上閉鎖されていないが、Bの陳述によれば、債務者会社及びその各工場は現在稼働していない状態であり、物件3の附属建物符号1内に存在する債務者会社所有の製茶機械等は、年式が古く鉄くず同様に価値もなく、製茶機械の市場性価値及び需要レベルは低いものである旨等述べたことに鑑み、工場抵当法2条の適用はないものと思料する。
------	--

第5 評価額算出の過程

適切な複合不動産の取引事例が収集されず、また、対象物件が自用の居宅、店舗、作業所、工場とその敷地で収益物件ではないため、比準価格と収益価格は求めず、積算価格より評価額を求めるものとする。

1 基礎となる価格

① 物件1（土地）

物件1の更地価格を算出し、これに建付減価を行って建付地価格を求めた。

物件 番号	標準画地価格 (円/㎡) ア	個 別 格 差 イ	地 積 (㎡) ウ	建付減価 エ	建付地価格 (円) ア×イ×ウ×エ=オ
1	13,000	0.80	1,515.46	0.9	14,180,000

ア 標準画地価格（公示価格等からの規準）

地価公示 牧之原（県）－1

公示価格等 時点修正 標準化補正 地域格差 標準画地価格
 $30,000 \text{ 円/㎡} \times 99.7/100 \times 100/100 \times 100/230 \approx 13,000 \text{ 円/㎡}$

◇時 点 修 正：公示価格等の価格時点から評価日までの推定変動率である。

◇標準化補正：なし。

◇地 域 格 差：基準地は環境条件（地勢、地盤、周辺の利用状態等）に優る。

イ 個 別 格 差：画地条件（規模、形状等）を考慮して査定した。

ウ 地 積：登記数量による。

エ 建 付 減 価：建物と敷地の状態等を考慮した。

② 物件 2 ～ 4 （建物）

目的建物の再調達原価を、建物建築費の推移動向を考慮した標準的な建築費に比準して求め、これに耐用年数に基づく方法及び観察減価法を併用して求めた現価率を乗じて建物の価格を求めた。

物件番号	再調達原価 (円/m ²) ア	現況延床面積 (m ²) イ	現価率 ウ	建物の価格 (円) ア×イ×ウ＝ エ
2（主である建物）	157,000	約 160	0.01	250,000
2（附属建物符号 1）	床面積、品等などの現況を考慮して判定			10,000
物件 2 計				260,000
3（主である建物）	157,000	190.45	0.03	900,000
3（附属建物符号 1）	80,000	159.59	0.02	260,000
3（附属建物符号 2）	床面積、品等などの現況を考慮して判定			40,000
物件 3 計				1,200,000
4	床面積、品等などの現況を考慮して判定			10,000
物件 4 計				10,000

ウ 現価率

<物件 2>

- ・主である建物：観察減価法により、経過年数、市場性等を勘案のうえ、1%と査定した。
- ・附属建物符号 1：上記のとおり。

<物件 3>

- ・主である建物：観察減価法により、経過年数、市場性等を勘案のうえ、3%と査定した。
- ・附属建物符号 1：観察減価法により、経過年数、市場性等を勘案のうえ、2%と査定した。
- ・附属建物符号 2：上記のとおり。

<物件 4>

- ・主である建物：上記のとおり。

2 評価額の判定

前記により求めた価格に、土地については土地利用権等価格を控除し、建物については土地利用権等価格を加算し、さらに競売市場修正等を施して、下記のとおり評価額を求めた。

① 土地利用権等価格

物件 番号	建付地価格 (円) ア	土地利用権等割合 イ		土地利用権等価格 (円) ア×イ = ウ
1	14,180,000	下記参照	法定地上権	3,220,000

イ 土地利用権等割合：次のとおり判定した。

物件 2 建物…物件 1 の土地の 32%程度に法定地上権（土地利用権割合 20%）

物件 3 建物…物件 1 の土地の 54%程度に法定地上権（土地利用権割合 25%）

物件 4 建物…物件 1 の土地の 14%程度に法定地上権（土地利用権割合 20%）

物件 2 建物… $14,180,000 \text{ 円} \times 0.2 \times 0.32 \approx 910,000 \text{ 円}$

物件 3 建物… $14,180,000 \text{ 円} \times 0.25 \times 0.54 \approx 1,910,000 \text{ 円}$

物件 4 建物… $14,180,000 \text{ 円} \times 0.2 \times 0.14 \approx 400,000 \text{ 円}$

② 内訳価格及び一括価格

物件 番号	基礎となる価格 (円) (1①オ、1②エ) ア	土地利用権等価格の 控除及び加算 (円) (2①ウ) イ	占有減価 修正 ウ	市場性 修正 エ	競売市場 修正 オ	評価額 (円) (ア±イ) ×ウ ×エ×オ
1	14,180,000	－ 3,220,000		0.7	0.5	3,840,000
2	260,000	＋ 910,000	－	0.7	0.5	410,000
3	1,200,000	＋ 1,910,000	－	0.7	0.5	1,090,000
4	10,000	＋ 400,000	－	0.7	0.5	140,000
一 括 価 格 (合 計)						5,480,000

ウ 占有減価修正：なし。

エ 市場性修正：この種の不動産の市場性等を考慮するとともに、目的物件の個別的要因等を充分考慮したが、建物の老朽化、再利用の困難性及び当該地域における近年の不動産需要等を考慮のうえ、なお、市場性が劣ると判断されるので所要の修正を行った。

オ 競売市場修正：第2評価の条件欄記載の不動産競売市場の特殊性等を考慮した。

第6 参考価格資料

1 地価基準地価格 (牧之原 (県) - 1)

所 在 : 牧之原市布引原字四の耕地 4 1 7 番 2

価 格 : 3 0 , 0 0 0 円 / m²

価 格 時 点 : 令和 7 年 7 月 1 日

地 積 : 3 2 6 m²

供給処理施設 : 水道

接 面 街 路 : 北側 5.8 m 市道

用 途 指 定 等 : 準都市計画区域 (建蔽率 6 0 % 、 容積率 2 0 0 %)

地 域 の 概 要 : 農地が多い中、一般住宅を主に農家住宅、工場が散在する地域

第7 附属資料

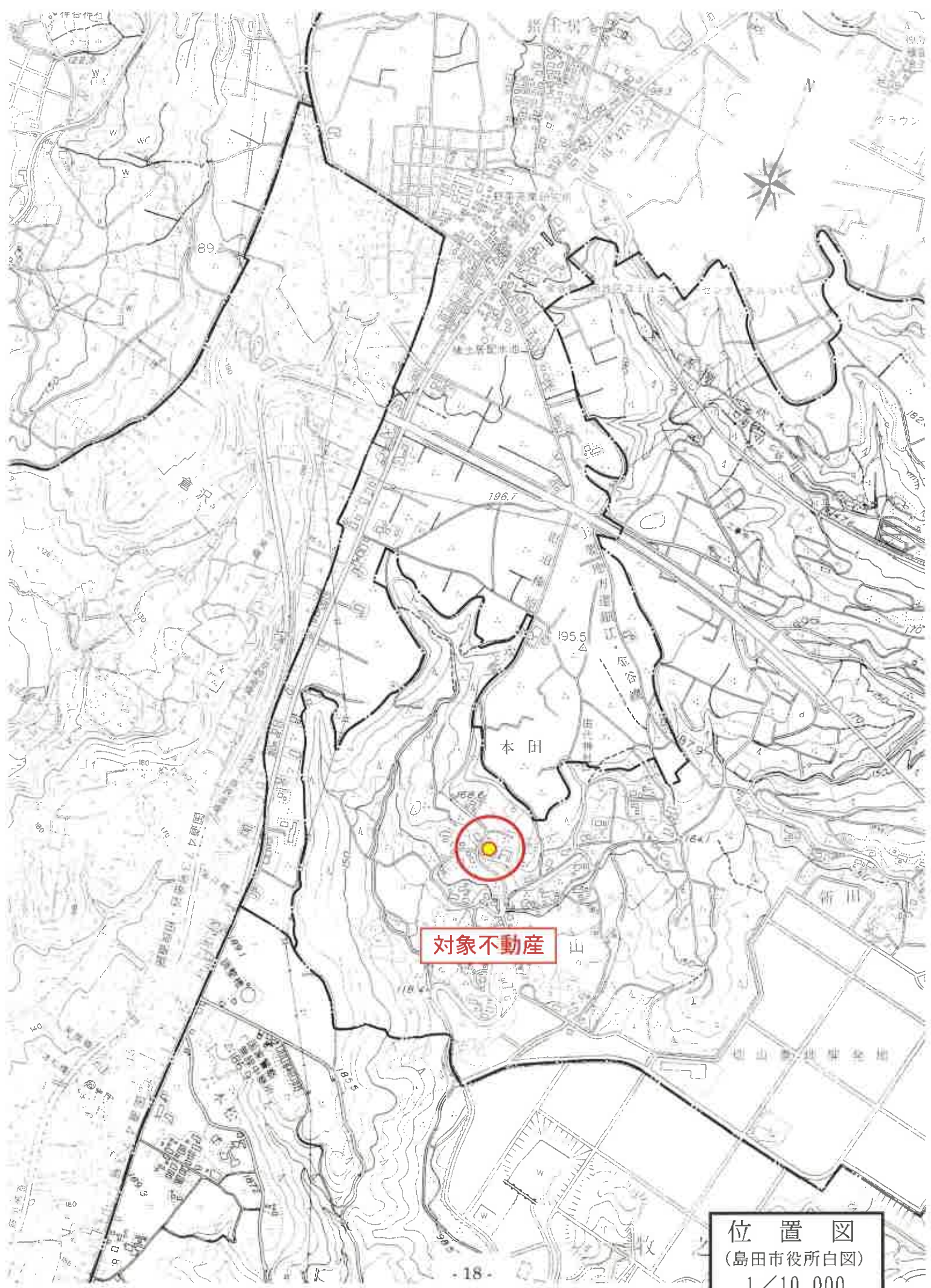
1 位置図

2 公図写

3 建物配置図

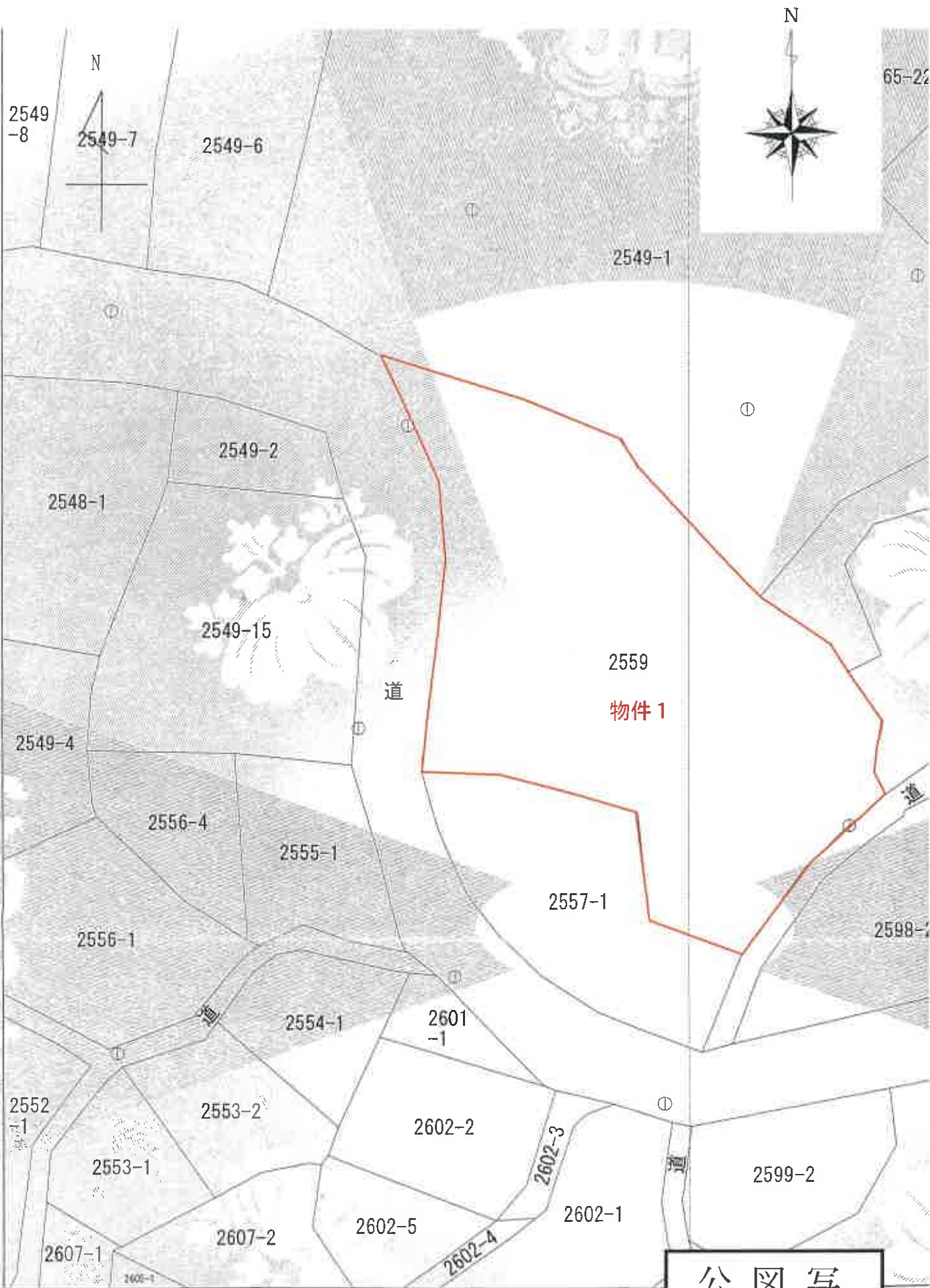
4 間取図

以 上

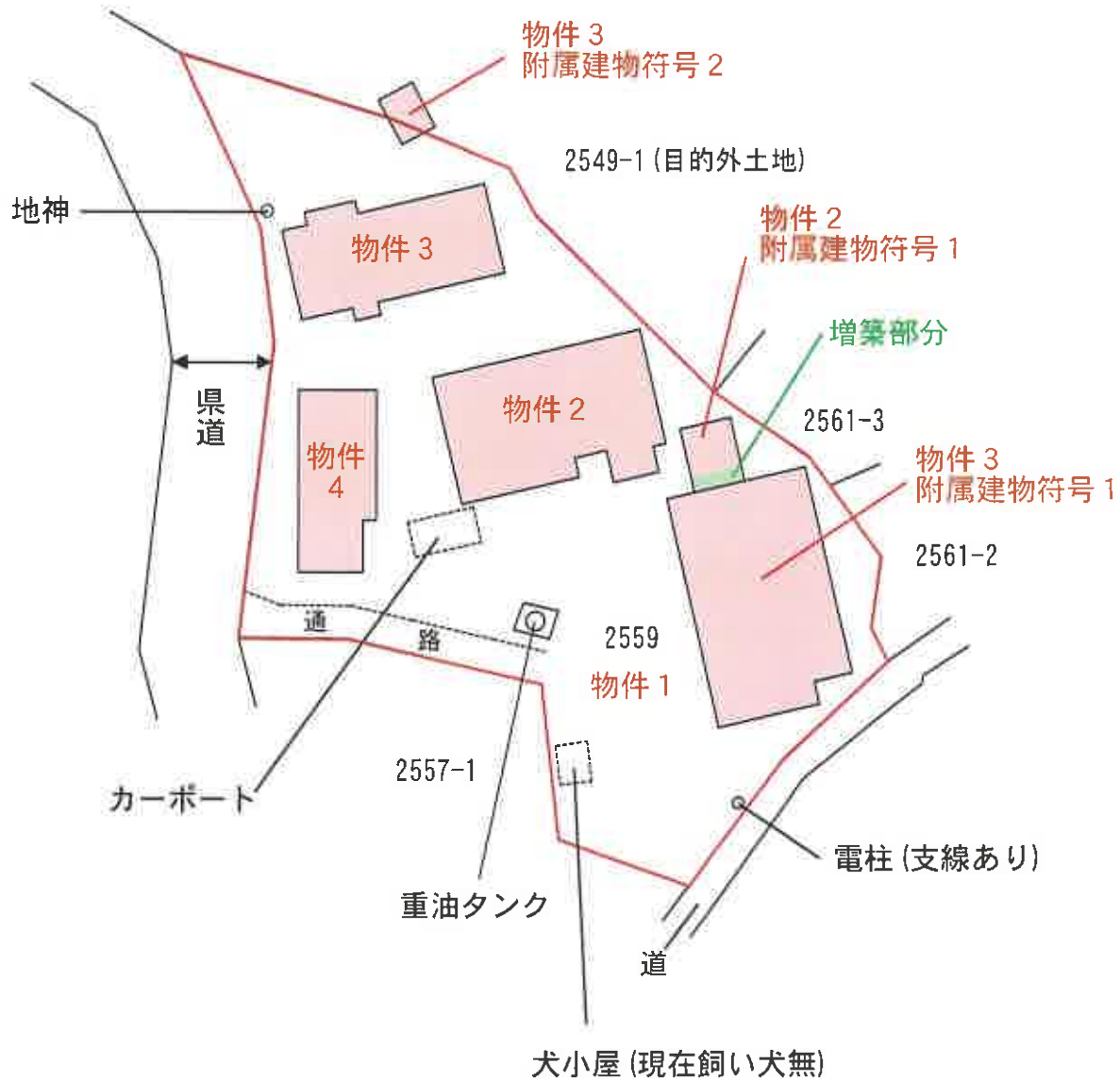


対象不動産

位置図
(島田市役所白図)
1/10,000

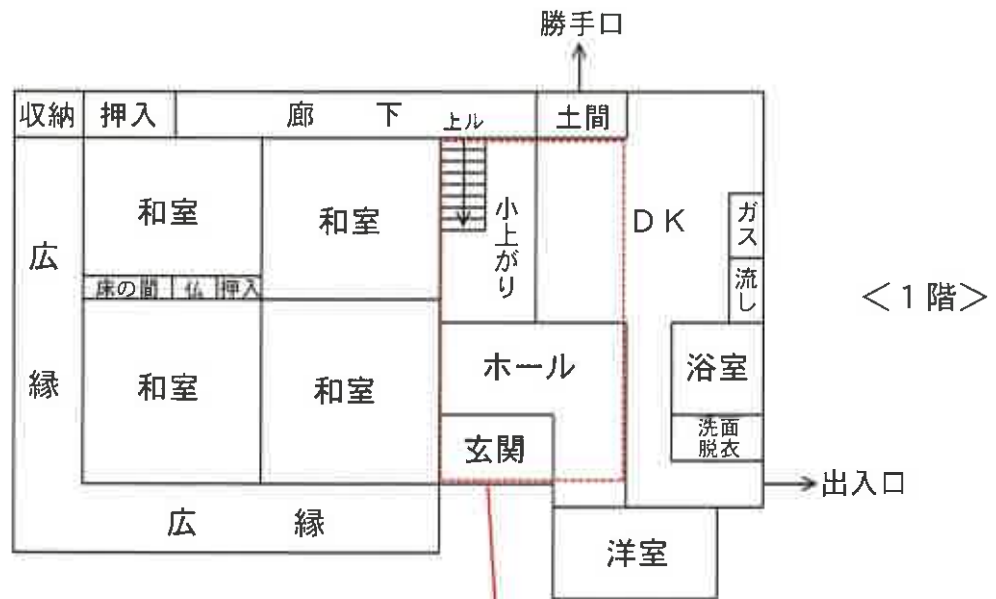


建物配置図

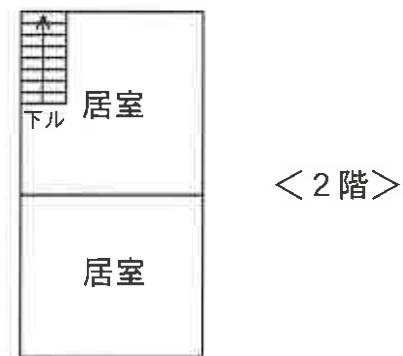


間取図

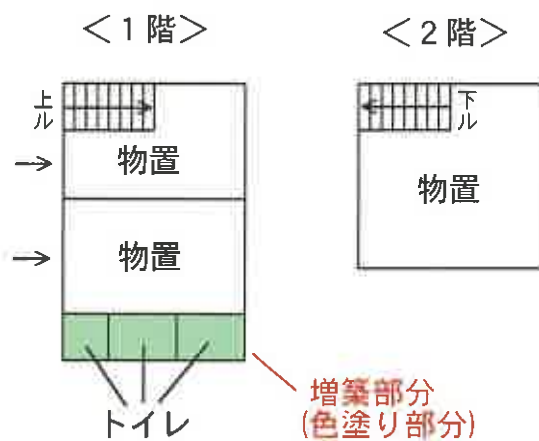
物件 2 (主である建物)



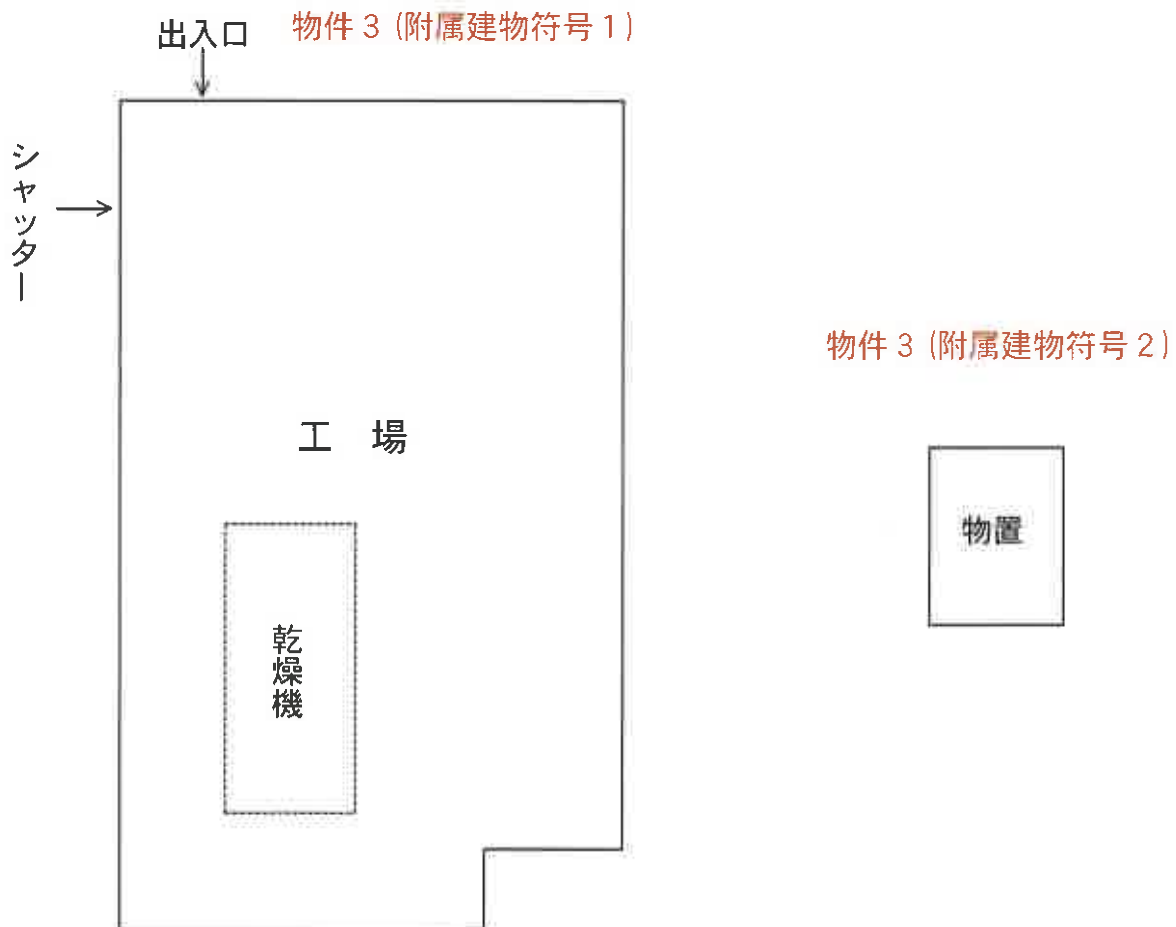
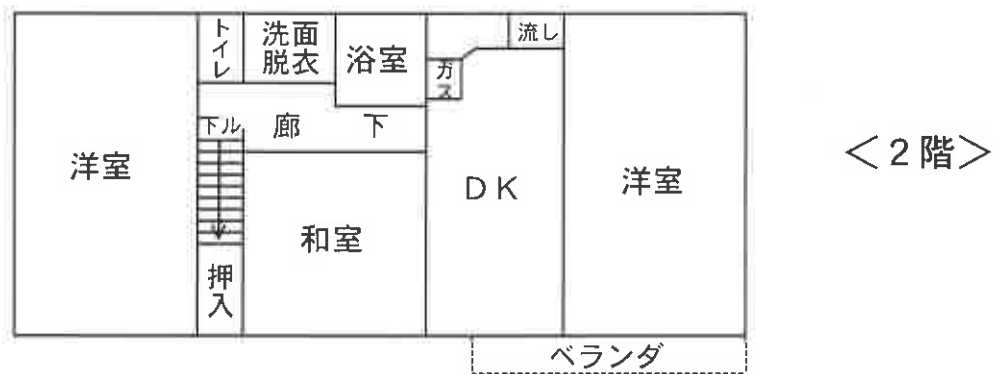
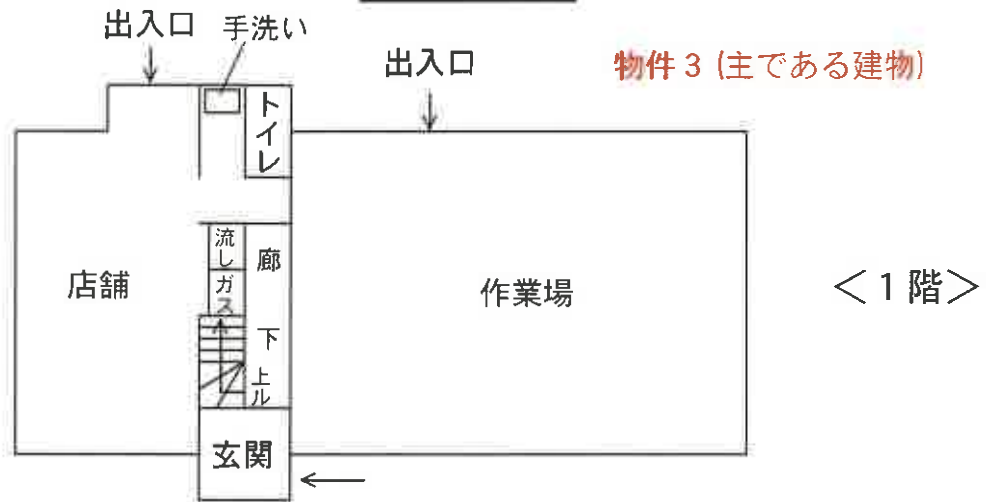
屋根裏部屋 (点線で囲んだ部分)



物件 2 (附属建物符号 1)



間取図



間取図

物件 4



< 1 階 >



< 2 階 >